

# 序 章

## 地域計画作成の目的と経緯

### 1節 地域計画作成の背景と目的

#### 1. 背景

鹿角市と小坂町からなる鹿角地域は、北東北3県のほぼ中央、秋田県の北東部に位置し、十和田湖、八幡平からなる「十和田八幡平国立公園」を有する。有史以前から活動を続ける火山は肥沃な大地をもたらし、金属鉱床資源、温泉を生み出した。鹿角地域は奥羽山脈の山並みに囲まれ、米代川とその支流が流れる、田園風景が広がる自然豊かな地域である。その様子は石川啄木により「青垣山を繞らせる天さかる鹿角の国をしのぶれば」と詠まれた。

こうした自然環境を基に、鹿角地域は古くから人々が暮らし現在まで独自の文化や歴史を形成してきた。縄文時代は円筒土器文化圏に属し、古代に鹿角郡が建郡された。中世は物資交流の拠点、交通上の要衝として重視された。近世は盛岡藩に属し花輪通、毛馬内通<sup>(注1)</sup>に分け統治された。この鹿角郡は秋田藩と弘前藩との境の地となり、盛岡藩の要衝となつた。

このような地理的・歴史的環境を背景に、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産「大湯環状列石」やユネスコ無形文化遺産「大日堂舞楽」など世界遺産やユネスコ無形文化遺産に登録される国指定文化財も所在する。このほかにも秋田県指定文化財19件、鹿角市と小坂町指定文化財67件、国登録有形文化財10件に保護の措置が取られている。

鹿角地域は世界遺産など国指定文化財を中心とした個々の文化財を、国が進める地域活性化や観光振興のために活用してきた。一方で、未指定の文化財も多く、これまでには価値が十分に伝えられず、その多くは適切な保存・活用に至っていない。現在も残される文化財は、地域の歴史と人々の想いが織り重なり、鹿角地域のアイデンティティーを形成する根幹をなしており、文化財を後世に確実に伝えることが重要である。

近年は過疎化や人口減少、生活様式の変化など地域社会を取り巻く状況が変化し、文化財の滅失・散逸の危機や地域の伝統的な行事の担い手の減少などにより、これまで受け継がれてきた歴史文化の保存継承が困難な状況である。鹿角市と小坂町も同じ傾向にあり、30年ほど前に実施した調査時に行われていた伝統的な行事が現在では高齢化や過疎化、世代間交流とコミュニティの希薄化によって休止、あるいは休止の危機に陥っている。

こうした状況を打破するべく、鹿角市と小坂町は文化財の保存継承・維持管理への対策がより一層望まれる。厳しい財政状況のなかで、国の様々な補助制度の活用を含めた事業費の確保や、他行政分野及び他分野との対話・連携による効果的な保存・活用の取組みが求められる。

#### 2. 目的

平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、同法第183条の3において、市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「文化財保存活用地域計画」が制度化された。この計画は、将来の目標や中・長期的に取組む具体的な内容が記載され、文化財所有者を含めた住民や関係団体、学術専門機関、行政などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続を目的としたものである。さらに指定・未指定に関わらず地域に残る多様な文化財をテーマに沿って一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の枠組で、多面的な価値や魅力の発信につながることが想定されている。

文化圏を共有する鹿角市と小坂町が課題や方針を一体的に捉えることで、これまで以上に歴史や文化、自然環



注釈1 「通」は盛岡藩が用いた行政区画。鹿角郡を南北に分け、北を毛馬内通(現在の小坂町、鹿角市十和田地区(未広区域除く)、花輪地区柴平区域。下浦ともいう。)、南を花輪通(現在の鹿角市十和田地区未広区域、花輪地区花輪区域、尾去沢地区、八幡平地区、八幡平市田山地区。上浦ともいう。なお田山地区は明治元(1868)年に斗南県に移管した。)としてそれぞれに代官所が置かれた。この2つの通を合せて「鹿角郡」と称した。

境を次世代へ継承することが期待できる。そのため、鹿角市と小坂町は共通の認識で一つの文化財保存活用地域計画を作成する。文化財を後世に継承するためには、まちづくりや地域振興、観光など様々な分野と連携し、行政や文化財所有者を含めた住民、関係団体など多様な主体で、文化財の保存・活用の取組みを進めることが求められる。

以上のことから、鹿角地域における文化財の保存・活用の目標を定め、文化財に対する人々の理解を深め、後世に永く継承し施策・事業を展開することを目的に「鹿角地域文化財保存活用地域計画」(以下、「本地域計画」という。)を作成した。

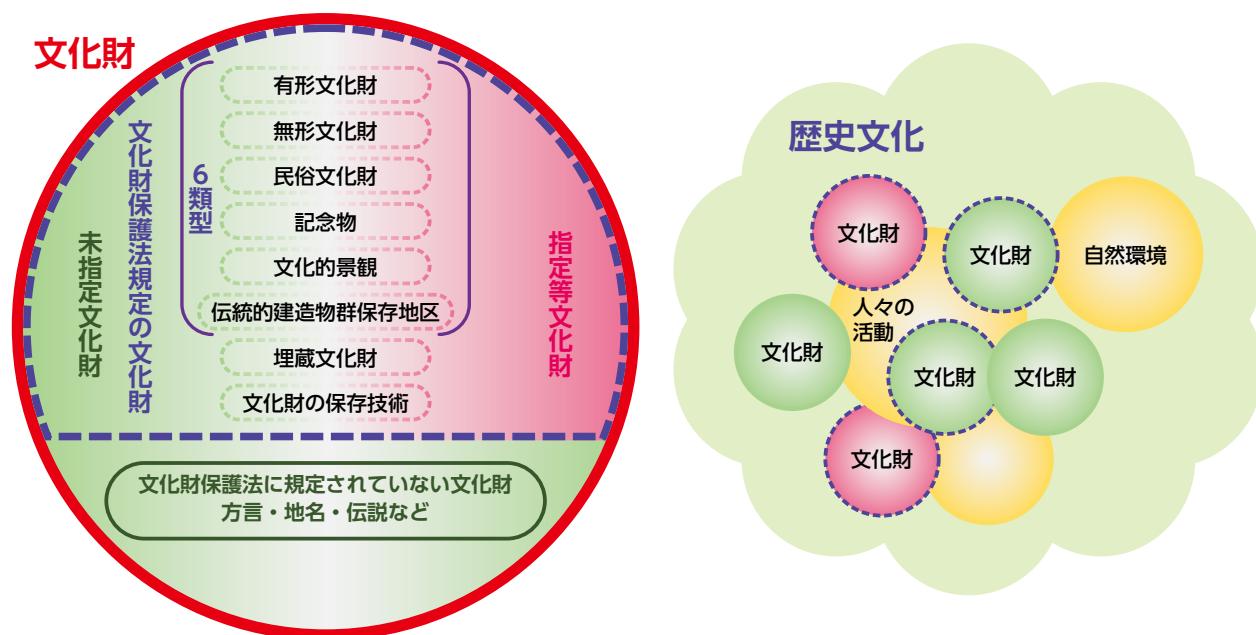
### 3. 用語の定義

文化財保護法における「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を定義する。また同法では、これらのほかに、埋蔵文化財、文化財の保存技術も保護の対象としている。秋田県や鹿角市、小坂町でも条例に基づき指定することで保護の措置を講じる。

本地域計画は、上記の文化財保護法のほか、秋田県文化財保護条例、鹿角市文化財保護条例、小坂町文化財保護条例に基づき、指定、選定、登録を受けているものを「指定等文化財」とし、それ以外を「未指定文化財」とする。「未指定文化財」には6類型などに含まれないが、鹿角地域の歴史文化を語るうえで必要なもの、地域の人々の暮らしに密接に結びついているものなど、地域の人々がこれまで受け継いできた地域にとって重要で次世代に継承すべき、方言・地名・伝説などの文化的所産を含める。本地域計画は、これらすべてを「文化財」という。

また、鹿角地域において、先人によって現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動の成果、それらが存在する地域の歴史的・文化的・自然的資産、そしてそれらの相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により生み出される環境とその総体を「歴史文化」とする。

#### ●本地域計画の文化財の概念



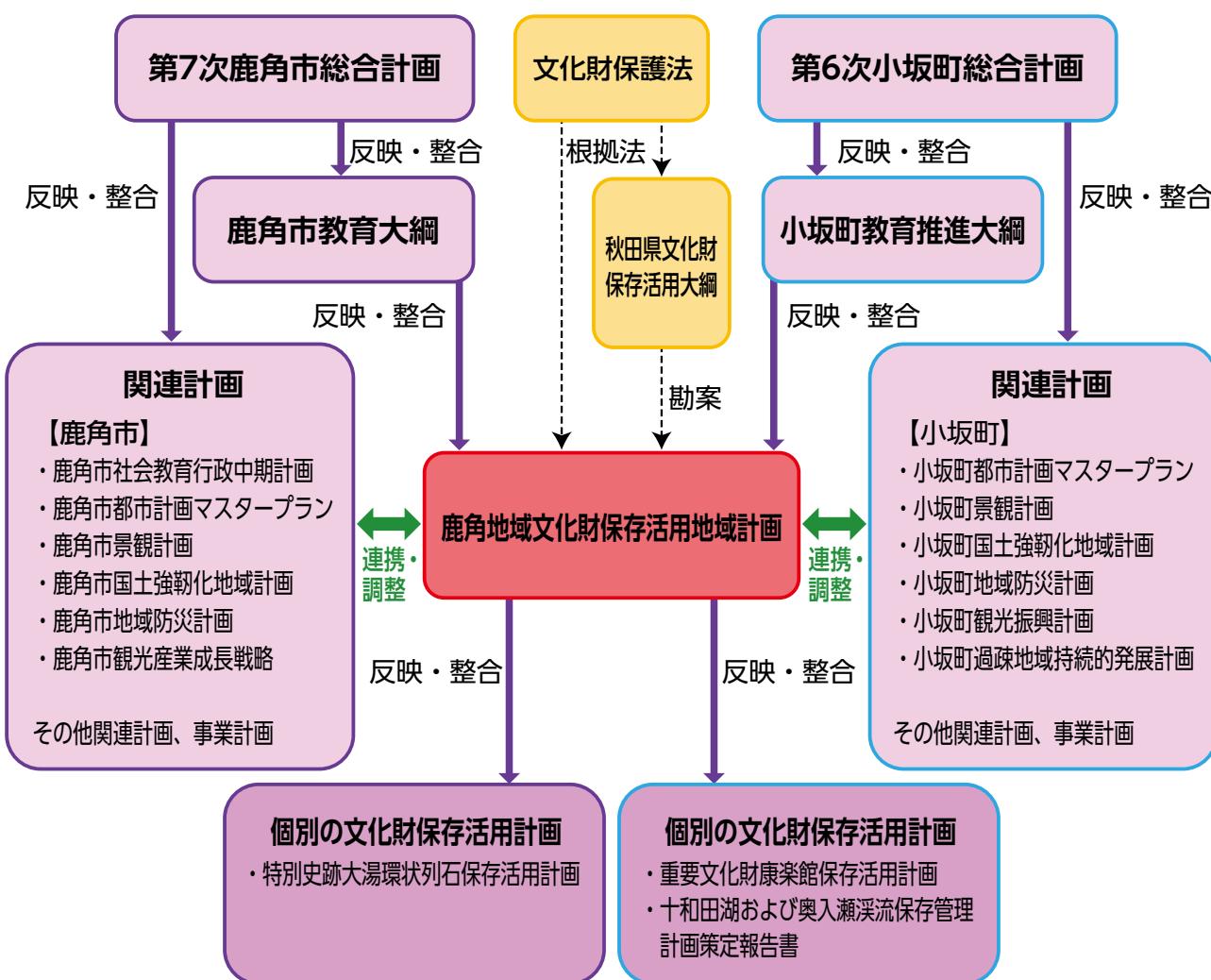
## 2節 地域計画の位置づけ

### 1. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存・活用に関する総合的な計画とする。

作成にあたり、最上位計画である「第7次鹿角市総合計画」、「第6次小坂町総合計画」、教育の最上位である「鹿角市教育大綱」、「小坂町教育推進大綱」を反映し、秋田県教育委員会が策定した「秋田県文化財保存活用大綱」を勘案した。また、「鹿角市都市計画マスターplan」や「小坂町都市計画マスターplan」、「鹿角市社会教育行政中期計画」、「鹿角市景観計画」、「小坂町景観計画」などの関連計画と連携・調整を図り、「重要文化財康樂館保存活用計画」などの文化財の個別計画に反映する。

#### ●本地域計画の位置づけ



## 2. 上位計画・関連計画の概要

### (1) 上位計画

#### ① 鹿角市

##### ア. 第7次鹿角市総合計画

策 定: 令和3(2021)年2月

計画期間: 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

計画概要: この計画は、鹿角市のまちづくりの最上位に位置付ける計画で、「すべての市民がふるさとに誇りを持ち、紡がれてきた価値を最大限に生かしながら、新たな時代へ自分らしくチャレンジすることで、バランスの良い年齢構成のもと、市民一人ひとりが幸せで、未来に希望を抱いて暮らせるまち」の実現を目指し、将来都市像を「『ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角』」<sup>(注2)</sup>とし、この実現に向けた基本構想として、暮らしを守る基本戦略と、都市経営の視点で攻める経営戦略を掲げ、達成するための32の取組方針を前期基本計画に掲げている。

文化財について、「経営戦略2『世界遺産のまち』をつくる」の取組方針において「取組方針27 文化財の保存に取り組みます」、「取組方針28 ヘリテージ・ツーリズムに取り組みます」を掲げている。

#### イ. 鹿角市教育大綱

策 定: 令和2(2020)年12月

計画期間: 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要: この大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めている。

基本理念を「ふるさとを誇り未来を拓くまち～鹿角の未来を拓く教育の推進～」とし、基本目標を「心豊かで たくましく 郷土を愛し その発展に尽くす市民を育む教育を進める」と定め、基本方針を掲げている。

文化財について、「IV. 文化芸術の振興 ふるさと鹿角の歴史・伝統・文化への理解を深め、創造力と感性を育み、郷土が世界に誇る文化遺産を核とした心豊かで活力ある地域社会の実現を目指す」を掲げている。

#### ② 小坂町

##### ア. 第6次小坂町総合計画

策 定: 令和3(2021)年4月

計画期間: 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

計画概要: この計画は、小坂町のまちづくりの最上位に位置付ける計画で、「十和田湖をはじめとする自然と共生する豊かな環境や、鉱山の町としての近代化産業遺産群など、『ひと』、『自然』、『文化』の様々な魅力が、現在のまちや暮らしの中に受け継がれている」ことを魅力とし、「本町の魅力を地域の個性としてまちの発展に生かし、町民と共に共有しながら、『これからも住み続けたい』という誇りとして未来へ継承していくため」に、将来像を「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」とし、「住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちづくりをめざす」ものである。基本構想に指針となる基本目標を掲げ、その目標を実現するための主要施策として基本計画を掲げ、さらに具体的な事務事業を実施計画に掲げている。

文化財について、「基本目標2 豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の基本計画において「2-4 地域の歴史・文化」とし、重点的に取組む施策として「2-4-1 文化財の保護・活用」、「2-4-2 歴史・文化を継承する人材の育成」、「2-4-3 芸術・文化の振興」を掲げている。

## イ. 小坂町教育推進大綱

策 定:令和7(2025)年3月

計画期間:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

計画概要:この大綱は、「小坂町総合計画」及び「小坂町新総合教育エリア構想」を基本とし、小坂町の目指す教育の理念や方向性を明確にすることを目的に策定した。基本方向と基本方針を定め、それぞれに重点施策と取組みを掲げている。

文化財について、「基本方向4 地域文化の振興」において、基本方針を「町民が、より高い芸術文化に親しめる環境づくりを進め、創作活動と優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ること」、「住民の郷土愛の育成と文化財保護活動への積極的な参加を図るため、『第6次小坂町総合計画』の具現化を目指し、その基盤整備を行うとともに郷土館をはじめとする関連施設との連携を強化し、統一感ある文化財行政の推進を図ること」とし、重点施策とその取組みを掲げている。

## (2) 関連計画

### ①鹿角市

#### ア. 鹿角市都市計画マスターplan

策 定:平成18(2006)年9月策定、令和2(2020)年3月改訂

計画概要:この計画は、「都市計画法」に基づく法定計画で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね20年後のライフスタイルの変化や社会・経済の進展に対応した都市の基本理念を描き、実現するため都市計画の基本的な方針を定めている。

人口減少や関連法制度の見直しなどの変化により、将来に渡り持続可能な都市を構築していくための新たな視点を含めた都市計画が求められていることから、まちづくりの基本理念を「『ハード整備』から『持続可能な仕組みづくり』への転換」とし、基本目標を定めている。

文化財について、「基本目標3:自然や歴史・文化が織りなす美しいまちづくり 十和田八幡平国立公園をはじめとした自然や田園風景など豊かな自然資源のほか、地域が受け継ぐ伝統文化や歴史遺産など個性ある歴史資源を活用したまちづくりを進めます」とし、方向性として「自然環境との共生 自然と共生し、地球温暖化対策にも配慮しながら、住みよい住環境づくりを進めます。」、「美しく個性ある景観づくり 自然景観や田園景観、歴史ある街並みなどを景観資源として保存活用します。」、「伝統文化の伝承と活用 お祭りや民俗芸能等の担い手の育成を支援するとともに、伝統文化を活用した地域間交流を進めます。」を掲げている。

## イ. 鹿角市景観計画

策 定:令和3(2021)年6月

計画概要:この計画は、「景観法」に基づく法定計画で、「総合計画や都市計画マスターplan等の内容と整合を取り、地域住民との『共動』により良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かした景観づくりを具体的に実現していくための計画」とし、「良好な景観の保全・形成を図るために、対象とする区域(景観計画区域)、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定めるもの」である。

目指すべき将来の景観像に「縄文から続く歴史と文化が息づく美しいふるさと 鹿角」を掲げ、基本方針に「ふるさと鹿角の美しい景観を守る」、「快適で魅力ある景観を創る」、「景観形成の意識を育てる」を掲げている。良好な景観の形成に関する方針に、特別史跡大湯環状列石の周辺を「大湯環状列石重点地域」と定め、この範囲においては一般地域の届出対象行為よりも強い制限を設け、さらに万座環状列石の西側に見える山々を結ぶ範囲を「眺望ゾーン」として、景観への配慮を求めている。

## ウ. 鹿角市地域防災計画

策 定：昭和47(1972)年4月策定、令和6(2024)年3月修正

計画概要：この計画は、「災害対策基本法」に基づく法定計画で、「鹿角市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民が行るべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、市の地域及び住民の生命・身体並びに財産を災害から保護すること」を目的とし、「災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方」を防災の基本理念とし、「たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる」を掲げている。

文化財について、「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画」において、「第19節 文化財災害予防計画」とし、有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の災害予防対策を記載している。

## エ. 鹿角市観光産業成長戦略

策 定：令和3(2021)年3月

計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要：この計画は、総合計画の分野別計画に位置付けるものであり、観光立市を掲げる鹿角市は、観光を産業として確立し「稼げる観光」を目指すため、前計画の施策の検証や取組みの評価などに基づき、課題解決に向けた新たな目標を定め、基本方針として「観光産業の戦略的な施策展開を行う」を掲げている。基本理念を「あたりまえの鹿角の誇りを すべての人が楽しめる観光を目指す」とし、基本戦略を定めている。

文化財について、「基本戦略3『世界遺産』と『国立公園』の観光資源化を進める」において、基本戦略に「伝統文化の保存継承や、文化財の保存管理を行うとともに、保存優先の観点から、観光客や来訪者目線の理解促進と、積極的な活用及び情報発信により『世界遺産のまち』として、認知度の向上と新たな文化の創造を目指します。」を掲げている。

## オ. 第8次鹿角市社会教育行政中期計画

策 定：令和3(2021)年3月

計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

計画概要：この計画は、「教育基本法」に基づき、「生涯学習の理念の実現を目指し、社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するため」に策定するもので、前計画の施策の検証や取組みの評価などに基づき、「本市の社会教育の方針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示す」ため策定したものである。特長を生かした社会教育を進めるため、基本理念を「地域資源を生かし 豊かな学びで人と地域を育む」とし、基本目標を掲げている。

文化財について、「V 文化芸術活動の振興と文化財の保存活用を推進します」とし、施策の方向に「民俗芸能の保存継承と人材育成を支援します」、「文化財の保存継承と活用、情報発信を強化します」を掲げている。

## ②小坂町

### ア. 小坂町都市計画マスターplan

策 定:平成8(1994)年4月策定、令和6(2024)年3月改定

計画概要:この計画は、「都市計画法」に基づく法定計画で、「第6次小坂町総合計画」に即して策定している。小坂町の地域特性である「鉱山の遺産」と「豊かな自然環境」に着目し、「生活」、「観光・交流」、「環境・防災」のキーワードから、まちづくりの目指すべき方向性を定め、将来都市像に「過去と未来・自然と文化の交差点“小坂”」を掲げている。

文化財について、方向性「鉱山文化・遺産の観光資源としての活用」の中で、鉱山の「歴史遺産の保存とこれらを活用した新たな観光産業を展開するまちづくりを目指す」ことを掲げ、観光施設の集中する地域の町並みの整備や鉱山関連施設の保全などを定めている。

### イ. 小坂町景観計画

策 定:平成26(2014)年3月

計画概要:この計画は、「景観法」に基づく法定計画で、「対象とする区域(景観計画区域)、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等を定めたもの」である。

将来像を「鉱山が育んだ『小坂独自の文化』を継承した景観づくり」とし、基本目標を「まもる(小坂に息づく自然、歴史、文化が調和した景観づくり)」、「なおす(小坂に暮らす人や街並みに配慮した景観づくり)」、「つくる(小坂の魅力を向上・発信する景観づくり)」、「いかす(小坂が誇る近代産業化遺産と人を活かした景観づくり)」と定めている。重点景観形成地区には「明治百年通り周辺」を設定し、建築基準法が適用されるすべての建築物を対象に景観形成の誘導を図っている。

### ウ. 小坂町地域防災計画

策 定:昭和40(1965)年5月策定、令和7(2025)年3月改訂

計画概要:この計画は、「災害対策基本法」に基づく法定計画で、小坂町における風水害や雪害などの一般災害や、地震災害、火山災害などの防災対策に係る総合的な計画である。

文化財について、「第2編一般災害対策 第1章災害予防計画」において、「第19節 文化財災害予防計画」とし、有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の災害予防対策を記載している。

## (3)個別の文化財に関する計画

### ①鹿角市

#### ア. 特別史跡大湯環状列石保存活用計画(鹿角市教育委員会)

策 定:令和6(2024)年3月

計画期間:令和6(2024)年度から令和15(2033)年度

計画概要:この計画は、世界遺産登録を経て昭和53(1978)年に策定した「大湯環状列石保存管理計画」を見直し、「本史跡の本質的価値を確認し、史跡の保存、活用、調査・研究、整備、運営・体制の現状と課題を整理し、史跡の保存活用による地域づくりを推進するとともに第二次環境整備事業に向けた基本方針を定めることを目的として」策定している。保存活用の大綱として「縄文時代の遺志を受け継ぎ、現代に生きる感動的な遺跡」を掲げ、基本方針を「(1)縄文時代そのままの感動を確実に保存し継承する」、「(2)史跡を地域の歴史的資源として現代に伝え次代へ継承する活用を行う」、「(3)史跡の調査研究による感動を発信する」、「(4)現代人を縄文時代にいざなう整備を行う」、「(5)史跡の保存活用のための運営体制を深化させる」と設定している。

特別史跡指定範囲は文化財保護法により保護されている。史跡指定以外の範囲は主に森林や農地であり、森林は森林機能の保全を目的とする森林法に基づき土地の現状変更や伐採などの行為が制限され、農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業森林地域に位置付けられ農地法により農地の転用が制限されている。

## ②小坂町

### ア. 重要文化財康楽館保存活用計画(小坂町)

策 定:平成16(2004)年3月

計画概要:この計画は、平成14(2002)年5月に重要文化財に指定されたことを契機に、「小坂鉱山繁栄の歴史と伝統的な芝居小屋の様式を伝え、身近に接することのできる文化財建造物として一般に公開すること」と、「その伝統的な機能を活用し、歌舞伎などの古典芸能をはじめ、すぐれた芸術文化に触れることのできる劇場として、町民や観光客に親しまれることを目指し活用を図っていく」ために策定した。

保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画で構成する。

### イ. 特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬渓流」保存管理計画(小坂町)

策 定:平成3(1991)年3月

計画概要:十和田湖は、自然景観の保護を目的とした特別名勝と天然記念物の中でも総合的に自然界を現状のまま保存することを目的とした「天然保護区域」と、民有地が主体をなす集落で構成される文化財保護とその活用上重要な意義を持った地区である。そのため、「特別名勝および天然記念物の保存に影響を及ぼさない範囲内で集落の健全なる発展をはかる必要がある」とともに、「無秩序に開発されて十和田湖の景観と自然を破壊することのないよう配慮すべき」として、この計画を策定した。

区域内は「それぞれの地域の特性を考慮して保護に努める必要がある」ため、この計画では全地区の共通事項及び5段階の保存管理基準を設け、地区別に基準を定めている。

全地区の共通事項は、「湖の水位、水質、水量等に影響を及ぼす」行為、「湖の景観およびカルデラ地形等に影響を及ぼす」行為、「動植物の移入、捕獲、採取等、生態系に影響を及ぼす」行為を禁止するほか、屋外広告物の制限、各種工事の工法や資材の制限、碑類の設置制限などがある。地区別の基準は、文化財としての価値が極めて高く、「文化財の保存管理および環境整備上必要な現状変更以外」行わないとするA地区、建築物などの新築、改増築、移築などについて位置、色彩、高さなどに制限のあるB地区・C地区・D地区、環境省所管地または国有林内の集団施設地区に指定されているため保存管理基準を「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域内・集団施設地区公園事業取扱要領」に準ずるE地区の5段階に定める。

## (4)秋田県文化財保存活用大綱

策 定:令和3(2021)年3月

計画概要:この大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づき、秋田県における「文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護行政の共通基盤となるもの」で、「本県の県政運営方針である第3期ふるさと秋田元気創造プラン(平成30年3月策定)(以下「3期プラン」という。)との整合性を図りながら、文化財分野を切り口にした本県の行動指針として位置付ける。」ものである。この計画が目指す将来像を「地域社会全体のほか、幅広い関係人口が創出され、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承している。」とし、これまでの文化財保護の延長線上にある取組みに加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組みについて、基本的な方針を掲げている。県の取組みの方向性、市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、県の推進体制について定めている。

## (5)世界遺産に関する計画

### ①北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画(縄文遺跡群世界遺産本部)

策 定:令和元(2019)年12月策定、令和4(2022)年5月改訂

計画概要:この計画は、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する17の考古遺跡の顕著な普遍的価値を次世代に継承するために、「資産範囲のみならず、17の構成資産の周辺環境も含む資産全体を一体的に保存・管理するための方針や方法、推進体制等を明確にする。また、国際教育科学文化機関(ユネスコ)が求める世界遺産の保護水準を持続的に担保するとともに、住民の生活との調和にも配慮しながら、具体的な戦略を立てる。このため、北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「『縄文遺跡群世界遺産本部』(令和4年4月1日設置)では、関係者相互の共通認識の下、包括的保存管理計画(以下、『本計画』という。)に基づいて資産の万全な保存・管理を図るもの」である。令和3(2021)年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産一覧表に記載されたことから、決議の内容や関係地方公共団体による景観保全などの具体的な取り組みを踏まえ、令和4(2022)年5月に改訂した。基本的な考え方として、資産は「顕著な普遍的な価値を伝達する属性の保護」の要素を定める。緩衝地帯には「緩衝地帯の保全の基本方針」と「保全するもの及び制限する内容」を定めている。また、基本方針を「(1)資産の適切な保存・管理」、「(2)緩衝地帯の保全」、「(3)公開・活用の推進」、「(4)体制の整備と運営」、「(5)経過観察の実施」、「(6)地域社会との連携・協働」と定め、適切に保存管理及び整備・活用を行うこととしている。

### ②秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想(秋田県)

策 定:令和5(2023)年3月

計画概要:この計画は、世界遺産登録による「縄文遺跡群への理解を通して、文化財保護意識を高めるとともに、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、行政、地域住民、民間団体等の各主体が未来像を共有し、その実現に向けて取り組む方向性を明示することを目的として」策定した。「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」を踏まえ、秋田の縄文遺跡群を一体的に保存管理及び公開活用するための方向性を掲げている。未来像を「ストーンサークルがつなぐ過去－現在－未来 人の和」とし、基本方針を「－基本方針1－ 秋田の縄文遺跡群を受け継ぐ(価値の共有と保護意識の醸成)」、「－基本方針2－ 秋田の縄文遺跡群でつながる(地域でつくる受入体制とにぎわい)」、「－基本方針3－ 秋田の縄文遺跡群から広がる(遺跡を核とした人の環と結びつき)」とした施策に取組むこととしている。

## (6)国立公園に関する計画

### ①十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書(環境省自然環境局東北地区自然保護事務所)<sup>(注3)</sup>

策 定:昭和62(1987)年策定、平成13(2001)年4月改訂

計画概要:秋田・青森両県にまたがる二重カルデラの十和田湖、これを水源とする奥入瀬溪流、八甲田火山群から形成された区域の「風致景観の管理」を行うことを目的に策定したものである。この計画では湖水景観の保護、水位の維持、湖岸域の工作物の抑制、自然生態系との共存、国立公園としての適正な活用について定めている。

### ②十和田八幡平国立公園八幡平地域管理計画書(環境庁十和田八幡平国立公園管理事務所)

策 定:昭和61(1986)年

計画概要:この計画は、秋田・岩手両県にまたがる八幡平・駒ヶ岳・岩手山等を代表する40余りの火山群から形成された多種多様な火山地形、火山現象による火山景観をみることができる区域を管理することを目的に策定したものである。山腹部に広がるブナ林とその上部に広がるオオシラビソ(アオモリトドマツ)林による原始性の高い「森林景観」、高山植物群落や湿原植物群落からなる高山性の「植物景観」といった特有の景観、温泉地としての文化的な景観を保護し、自然生態系との共存、国立公園としての適正な活用について定めている。

### 3節 地域計画の期間

本地域計画の計画期間は、令和8(2026)年度から17(2035)年度までの10年間とし、前期(令和8～10(2026～2028)年度)・中期(令和11・12(2029・2030)年度)・後期(令和13～17(2031～2035)年度)に分けることとした。現行の『第7次鹿角市総合計画』及び『第6次小坂町総合計画』(後期基本計画)が令和12(2030)年度で後期基本計画の終了年度となることから、次期総合計画(前期基本計画)の策定にあわせ、中期の令和11・12(2029・2030)年度において、本地域計画の必要に応じた改訂を行い、次期総合計画(前期基本計画)に本地域計画の内容を反映させる。

本地域計画に位置付けた措置や体制整備などについては、前期・中期・後期の最終時点に、必要に応じて点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)により、その結果を次の段階の施策・事業などの実施に役立てる。なお、社会情勢、法令・国の施策、文化財の状況変化などに合わせ本地域計画の見直しを柔軟に行う。措置などの点検・検証の結果などを踏まえ、本地域計画について「計画期間の変更」、「鹿角地域の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」については、文化庁長官へ申請し再認定を受けるものとし、上記以外の軽微な変更があった場合には、文化庁及び秋田県教育委員会に情報提供する。

#### ●地域計画の期間

年度	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)年	令和14(2032)年	令和15(2033)年	令和16(2034)年	令和17(2035)年
鹿角市総合計画														
第7次総合計画(前期)				第7次総合計画(後期)				次期総合計画						
小坂町総合計画														
第6次総合計画(前期)				第6次総合計画(後期)				次期総合計画						
地域計画					鹿角地域文化財保存活用地域計画									
					前期	点検・検証		中期 点検・検証・改訂			後期			点検・検証

## 4節 地域計画作成の体制と経過

本地域計画の作成にあたり、文化財保護法第183条の9に基づく法定協議会として、学識経験者、行政関係者などによる鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、鹿角市教育委員会生涯学習課、小坂町教育委員会が事務局となり、内容の検討や意見聴取を行った。

令和4(2022)年8月の協議会から計●回の協議会を開催したほか、鹿角市と小坂町の文化財保護審議会において審議や意見聴取を行った。また地域調査、地域ワーキング、住民アンケートの実施、パブリックコメントにより、広く住民の意見を取り入れながら計画作成を行った。

### ●作成の経緯

年月日		内容
令和4 (2022)年	4月 1日	「鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会」設置
	8月 9日	第1回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	11月 8日	地域ワーキング(十和田地区)
	12月23日	地域ワーキング(小坂地区十和田湖区域)
令和5 (2023)年	3月 7日	鹿角地域文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会(オンライン)
	3月14日	第2回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	3月15日	地域調査(十和田地区)
	7月28日	第3回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	8月24日	鹿角市文化財保護審議会への意見聴取
	10月 3日	地域ワーキング(八幡平地区)
	10月12日	地域調査(八幡平地区)
	11月 1日	地域ワーキング(十和田湖区域を除く小坂地区)
	11月14日	地域調査(八幡平地区)
	12月20日	地域ワーキング(尾去沢地区・花輪地区)
令和6 (2024)年	2月28日	第4回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	5月31日	鹿角地域文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会(オンライン)
	6月 1日	住民アンケート実施(~8月1日まで)
	8月 9日	小坂町文化財保護審議会への意見聴取
	8月30日	第5回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
令和7 (2025)年	1月24日	第6回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会
	2月10日	パブリックコメント実施(~3月10日まで)
	3月 6日	小坂町文化財保護審議会への意見聴取
	3月19日	鹿角市文化財保護審議会への意見聴取
	4月30日	第7回鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会から承認
	5月27日	小坂町文化財保護審議会から承認
	5月29日	鹿角市文化財保護審議会から承認
	5月29日	小坂町教育委員会から承認
	6月 2日	鹿角市教育委員会会議から承認

### ●鹿角地域文化財保存活用地域計画策定協議会の構成

氏名	所属・職名	備考
阿部 安男	鹿角市先人顕彰館 研究員	
天野 真志	国立歴史民俗博物館研究部 准教授	
石垣 悟	國學院大學観光まちづくり学部 准教授	副会長
石崎 武志	東京文化財研究所 名誉研究員	
梅津 一史	元秋田県立博物館 主任学芸主事	
亀沢 修	小坂町立総合博物館郷土館 研究員	
熊谷 常正	盛岡大学 名誉教授	会長
林 信太郎	秋田大学 名誉教授	
李 雪	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	
武藤 祐浩	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 室長	令和4年度まで
五十嵐 一治	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 室長	令和5年度から

### ●鹿角市文化財保護審議会の構成

氏名	分野	備考	氏名	分野	備考
金澤 裕子	美術		高橋 忠彦	考古	会長(令和5年度まで) 令和5年度まで
小林 光代	図書	会長(令和6年度から)	藤井 安正	考古	
駒ヶ嶺 茂	建築	令和6年度まで	馬渕 大三	民俗芸能	令和6年度から
瀬川 正展	教育		谷地 薫	考古	令和6年度から
関 友征	郷土史	令和5年度まで	今川 拓	歴史	令和7年度から

### ●小坂町文化財保護審議会の構成

氏名	分野	備考	氏名	分野	備考
阿部 正記	郷土史		木村 銳	鉱山	令和5年度まで
泉山 琢	建築	令和5年度まで	高橋 竹見	観光	会長(令和5年度まで) 令和5年度まで
小笠原 幹夫	観光	令和6年度から	中村 修太郎	民俗	
小友笑一	行政		成田 典彦	自然	令和5年度まで
亀沢 修	郷土史	会長(令和6年度から) 令和6年度から	三宅 庫司	鉱山	令和6年度から